

令和2年7月

保護者の皆様

大阪市立平野北中学校 校長 堀 展久

非常変災時等の措置について(令和2年7月改訂)

非常変災時の措置について、大阪市教育委員会の通知により、次のとおり対応いたします。つきましてはご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

記

午前7時の時点 及び 始業時刻(8時30分)まで

次に掲げる様様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 平野区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3」(高齢者等は避難)、「警戒レベル4」(全員避難)の発令があった場合。

※ 「警戒レベル3」と「警戒レベル4」は、気象庁ではなく大阪市が発令するものです。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

エ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とすることがあります。

始業時刻(8時30分)を過ぎてから

上記の災害が発生した場合、安全を確認したうえで次の要領で下校させます。

ア 校時変更等を行い、安全が確認されるまで教育活動・学校給食・その他必要な措置を講じます。

イ 当該生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認し、注意事項を指導したうえで下校させます。

ウ 保護者等が在宅していない場合には、当該生徒を学校で待機させ、事前に把握している緊急連絡先に連絡したうえで、適切な措置を講じます。

エ 安全が確認されない場合(避難勧告や避難指示の対象区域となっている場合など)は、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。

◎ 特別警報などが発令された場合は、ただちに命を守る行動をとるようにしましょう。